

## 塩竈市子ども・子育て会議（令和元年度第2回）議事概要 報告書

1. 会議名	塩竈市子ども・子育て会議（令和元年度第2回）
2. 日時	令和元年10月24日（木） 18:30 ～21:00
3. 場所	塩竈市市民交流センター会議室（壱番館5階）
4. 出席者	<子ども・子育て会議委員> 10名  <塩竈市> 6名 健康福祉部長、子育て支援課長、子育て支援課職員3名 学校教育課職員1名  <アシスト株式会社（第2期塩竈市子ども・子育て支援事業委託業務委託先）> 2名 東日本業務部第2課 課長、課長代行

### <議事概要>

1. 開 会 司会（子育て支援課長補佐）  
2. 議 事 議事前に資料確認後議事

(1) 協議事項

- ① 第2期のびのび塩竈っ子プランの策定について  
・資料1～資料3を使用し素案の説明、施策体系の説明、量の見込み及び確保の方策について説明し協議いただいた。

(2) 報告事項

- ① 塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について  
・資料4を使用し、指定管理者募集の概要について説明した。  
② 海岸通子育て支援施設の進捗状況について  
・資料5を使用し、工事の進捗状況について説明した。

3. そ の 他

- ・次回会議は、後日連絡  
・プランの意見についてご協力をお願い

4. 挨拶 部長から

-----  
<主なご意見等の内容>

◆協議事項

①第2期のびのび塩竈っ子プランの策定について

【議長】資料の1から3まで説明いただきましたけれども、それぞれ内容も情報もあるので、確認も含めてそれぞれの資料について順番にご意見、ご質問等をお聞きしていきたいと思います。

1と2とかは関連はあると思いますけれども、まずは資料1の「第2期のびのび塩竈っ子プラン素案」という資料について、何かご質問、ご意見があればお話しただければと思います。

私の方から、今お聞きしていて気づいたのが、以前はたぶん残っているだろうと思うのですけれども、74頁の「幼稚園・保育所と小学校の連携の充実」のところ①、②とかが「幼稚園・保育所」となっているところ、ここには認定こども園とかは入れないのでしょうか。

これ以前は認定こども園がなかったので、これでもよかったのだらうと思うのですけれども、認定こども園が入ってくるので関連する部分はそこを入れたような表記にしておいた方が。前半は認定こども園のところのニーズ量とか、そういうのを「幼稚園・認定こども園」とか「保育所・認定こども園」の組み合わせで書いているので、そういう部分については統一しておいた方がいいかな、と気づきました。

資料2とも関わるのですけれども、この辺の位置付けがなかなか難しいなと思うのは、例えば79頁のところの「援助が必要な子ども・家庭への支援」というのがありますよね。この中に、「1）経済的に困窮している家庭への支援の充実」という中に、「②子どもの居場所の創出」というのがあって、これどうなんでしょうね。経済的に困窮している家庭への充実に位置づくのか、あるいは子ども全体の居場所というふうに考えるのか、というのがなかなか難しいのかなど。子どもの居場所とかいうのが、経済的に困窮している家庭への支援ということに閉じてしまうと、意外に擁護しづらいところもあったりするので、こういうところの位置付けというのがなかなか難しく、もう少しいろいろな子どもたちが利用してもらえるようなところの位置付けになっている方が、実質的には使ってもらいやすいのかなということで、この辺の位置付けを。事業自体はいいと思うのですけれども、子ども食堂にしる何にしる、その辺の位置付けが上げられるといいのではないかな、というところ気づきましたので、申し上げておきたいと思います。

【委員】78頁、79頁のところですけども、施策（2）の丸が2つあってその2つめのところに「ひとり親家庭に対しては」と入っていて、施策（3）のほうの2つめの丸にも「ひとり親家庭に対しては」と同じことが書かれているのですけれども、これは間違いではなく、敢えて書いているのですか？

【事務局】間違いです。（3）の方は残し（2）の方は削除したいと思います。

【委員】それで私は（1）から（3）のところの、施策の名前が気になったのですけれども、一番大きいところ、主要な施策のところ「支援を要する子どもに対する

対応」となっていて、そこに（１）から（３）の基本的な施策がぶら下がっているような形になっていると思うのですけれども、主要な施策という大きいところに書いていると、基本的な施策の②のところが結構似通っているということと、基本的な施策の３つめのところ「援助が必要な子ども・家庭への支援」というのは、先ほどのお話を聞いていると、経済的援助にクローズアップしたような内容なのでしたら、そこって経済的という言葉を入れた方がわかりやすいのではないかなと思いました。その辺り具体的に主要な施策と基本的な施策の関連というか書き分けというところかなと思うのですけれど、そこがわかりやすいといいなと思いました。

**【議 長】**今の点については何かありますか？ちょっと後でも「経済的支援制度の普及」というのが「親が安心して子どもを産み育てられるまち」の３の「子育て家庭への支援」、資料２を見た方が早いかもしれないですけれども、そこだと①で「経済的支援制度の普及」というのがあったりするので、その方との関係もどうなっているのかというところですが、今のはここに閉じて言えば、主な施策が支援を要する子どもへの対応で、児童虐待、それから特別な支援を必要とする子ども。援助が必要な子ども、家庭というのが少し似通っているところもあったり、あるいはどっちが上で下で、というのがわかりづらいところもあるので、その辺の表現を工夫してということもできるのではないかと、というご意見でした。

**【事務局】**確かにそのとおりです。

**【議 長】**ほかに委員の皆さまで資料１についてお気づきのところがあれば。先ほどもありましたように今日いきなり全部検討できないので、後でお気づきの点を１１月１５日までにメール等でお知らせいただければ、ということではありますが、今の時点で何かお気づきの点があれば。

そうしますと、関連すると思いますので資料２も含めてご質問、ご意見があれば。細かいところではなくて大きい体系のところは資料２を作っていたので、こちらを見ていただくといいのかなと思います。

基本目標１の「子どもがのびのびと健やかに育つまち」。これが最初に来たのはいいと思いますが、（１）の「子どもが健全に育つ環境づくり」の中に、入れ場所難しいと思うのですけれど④の「『親』になる喜びと学習の充実」というのが、タイトルだけ見ると、ここなのかなと思うのですけども、ただ子どものそういったいろいろな環境を重視しているのでここに入ったのかなと思うのですけど、この辺はどうなんだろうかね。親になる喜びとか言われると、子どもが健全に育つというのと、名前だけ見るとむしろ「健やかな子育ての推進」に行くのかどうなのか、あるいはタイトルを少し変えるのか、親になる喜びの方がいいのか、そうではなくて違う名前にするとここに入りやすいかなと思いますけれど。

**【事務局】**組み替えをした時に、私たちの方で一番最初に実は（基本目標２の）「親が安心して子どもを産み育てられるまち」の「健やかな子育ての推進」の中に入れていたのです。ただし、具体的な事業の中身を見てみると中学生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施だとか、中高生の保育所などでの乳幼児保育体験だとか、お子さんというか子ども達がそういう体験、学習をして体験をするものなので、位置と

してこういうことに。

【議長】 わかります。わかるんですけど、親になるという表現じゃなくて、人との関わり、豊かな関わりを作るというような、そんな位置づけだとここに入りやすいかなと思います。対応的にはここに入ってもいいと思いますので、ちょっと親になる喜びというのが、中学生で保育所体験をしていきなり親になる喜びをそこで感じてもらっても困るかもしれないので、ちょっと表現を工夫していただいてもいいかなと思います。

【委員】 赤ちゃんとのふれあい交流、これについてはそもそも子どもたちが親になるということではなくて、中学生自らがそれぞれの自尊感情を育てあげるということが一番最初の目的であったわけです。ですから、むしろふれあい交流事業を念頭に置いているのであれば、それは親になるという言葉は避けた方がよろしいかと思います。高校生の保育所でのボランティア活動、ああいうことについては、それもひとつ親になるではなくて「やっぱり自分達もこうやってかわいがられてきたんだな」という点が強調されると思うので、親になる喜びよりも自分を振り返るといふか、愛されてきたことを思い返すといふか、自尊感情を育てあげるといふか、そういう観点でしたら「子どもが健全に育つ」というふうを持って行けるといふか、思います。

【議長】 はい、ありがとうございます。そういうようなところの名称を考えていただくといいのかなと思います。ほかに何か資料2についてお気づきの点が。

【委員】 資料2の追加修正した項目は非常に目新しくいいと思うのですが、そこで若干質問があるのですが、素案の77頁の児童虐待の動きがクローズアップされていると思うのですが、「子ども家庭総合支援拠点を設置します」という記述が改めて出てきたことについてご質問したいのと、同じく78頁の「1）児童虐待などへの対応の強化」の「②早期発見・早期対応の体制づくり」の中に「子育て世代包括支援センターの設置」が改めて入ってきた気がするのですが、これについて質問なのですがお願いできますか。

【事務局】 まず、「子ども家庭総合支援拠点」ですが、国の方で虐待を防止するための対策を強化しましょうということで、この拠点を2021年度までにすべての市町村において設置する努力をして下さい、ということで、国の方から通知等が来ております。そういった関係もありまして、この拠点の内容といたしましては、今現在も虐待対応、虐待防止に対して子育て支援課の方で家庭児童相談員を配置しまして対応しているところですが、そういったことをさらに強化しましょうというような、今現在やっていることと変わりはないのですが、さらに体制強化しましょうというようなものになっております。そういったことで、今後拠点を設置して虐待の未然防止と、それから早期発見、それから虐待が起こった時の対応をしていきます、というような内容になっています。

あと、「子育て世代包括支援センター」の方は、国の方から2020年度中に設置をする努力をしてください、というものになっています。実は周辺の市町村で設置されているところが多いのですが、塩竈市におきましては来年度設置をするということで、健康推進課の方の母子保健係の内容も含まれたものになってい

ます。妊娠期から切れ目のない支援をしていくというような内容になりますので、そういったところを健康推進課と今協議をしながら、来年度の設置に向けて検討しているセンターになっております。以上です。

【委員】それは建物？人？

【事務局】建物というより機能とか役割というふうに考えていただきたいと思います。ただし、子育て世代包括支援センターについては、場所についても新たに設けるというか、センターの場所も壺番館の中だったり他の場所だったりということで検討中であります。以上です。

【議長】通常、子育て世代包括支援センターというのは、切れ目のないもの、妊娠期から子育て期を通して支援をしていくというような形なので、とりわけ虐待の早期発見、早期対応というところに特化している訳ではないだろうと思うのですが、その切れ目のないところで早期発見、早期対応にもつながりうるというような位置付けなんではなかね。国で各市町村に設置をしてください、といわれている項目というのが相当このところ多いので、その中の一つで、今紹介ありましたように全国的には随分設置が進んできているというふうに思います。

【委員】ここに書いてあるセンターというのは、児相と大体同じ感じに受け取っていいのですかね。塩竈市、多賀城市さん辺りには児童相談所、児相というのはいないでしょ。その代わりにこういう組織を作って、その法律に則って動くような組織になっているのか教えて下さい。

【事務局】子育て世代包括支援センターは児童相談所というよりも、ポピュレーションというか身近に子育てについて相談をしたりとか、なるべく敷居が高くない誰もが利用できるようなセンターという位置付けになってます。児童相談所ですと重篤な虐待のケースなどを取り扱っているものかと思しますので、そういった機能というよりは誰もが利用できるような施設、センターの機能となっていますので、ちょっと役割だとかは違うものになるかと思します。

【委員】それともう一つ、さっき聞いたのですが、法律的な権力というのは集めているのかどうか教えてもらえますか。要は、児相は法的にある権限を与えられて、それを確保して親から離すというやり方もやるんですよね。包括支援センター、あるいは拠点というところで、その法律を利用できるのかどうか心配です。

【事務局】例えば、虐待の相談があったり虐待の通報を受けたり、そういったことがありましたら、センターだとか拠点の方で親御さんから離すということではなくて、そういう事があれば児童相談所と連携しまして、児童相談所に「こういうお子さんがいる」という事の連絡をしながら進めていくものになりますので、直接的に拠点だとかセンターが親御さんと引き離すという事は、基本的にはないかと思します。

【委員】他人から「どうも隣の子が虐待されているようである」というのは、このセンターに言えばいいわけ？

【事務局】例えば、身近で虐待の疑いがあるご家庭があるとか、相談に関してセンターの方にご相談いただいてもよろしいですし、拠点が出来ましたら拠点の方にご相談していただくという事になるかと思します。

【議 長】私の方から。たぶん、ここの子育て世代包括支援センターというのは、先ほど言った切れ目のない対応で、ワンストップ・サービスみたいなところで、妊娠期はどこの窓口、出産したら別の窓口、子どもが大きくなったら別の窓口っていうように窓口を変えないで、とりあえずここに行けば子どもの問題が相談できるというような、どの世代のところでもできて、ずっと継続して相談支援ができるというような位置付けなので、先ほども言いましたように虐待という事には特化はしていないので、何かあって相談をしてその予防みたいなどころにはつながりうると思いますが、今ご質問あったように、実際に虐待を発見してここに相談をされても、ここでは直接何もすることはできないので、児童相談所の方に通告をしないとダメなんだろうということになると思いますけどね。

【事務局】センターの方にそういう相談があり、今現在も子育て支援課の方にそういう通報がありましたら、児童相談所につなげていく。つなげて保護とかそういう事になりますので、相談もありますけれど拠点などに通報・通告というところを皆さんからしていただき、関係機関につなげていくということになるかと思います。

【議 長】たぶんここには相談しなくて、通告はないのだと思います。通告は児童相談所に行かないと通告にならないので、ここでの通告はないと思います。児童相談所に「こんなのがありました」と相談しても、児童相談所は「わかりました。気をつけて見ていきます」その程度で終わりだと思います。「こういうので危険度が高いから、こういう事で通告します。相談ではなくて。」というふうに児童相談所に言った場合には、児童相談所は動かざるを得ないという事になりますので。ここは仲介するようなことはあっても、最終的に虐待については児童相談所に通告がない限り事態は動かないという事があるので、その辺ここで仕組みも考えるのか。そこは通常違う施設なので、その意味で先ほども言いましたように、ここに入っても無関係ではないですけれども、早期発見・早期対応という事に特化しているようなところではないので。そういう機能も、少し予防的な機能も持ちうるかなと思いますけれども、早期発見・対応がここで直接対応できるというのは実際には難しいので、最終的に児童相談所に行かないと難しいかなというふうに思います。その辺の役割分担みたいなのは、明確にした上でここに位置づけておくといいかなと思いますけれども。

【委 員】もう一つそこに関わる部分で、援助が必要な家庭への支援そういうのがありますけれども、経済的な困窮の問題、(3)の方には経済的な問題、ひとり親家庭の支援の充実。それでいいのかなどかね、もうちょっと支援の必要な項目があるのではないかな。例えば、疾病であれ発達障がいであれ、いろいろ同様の問題があると思うのですけれども、そういう意味で1)と2)だけで包んでしまうのはちょっと心配。

【議 長】今の点は何かありますか。

【事務局】これだけでは不足というご意見もありますので、さらにどういう内容の支援が必要なのか、項目など整理したいと思います。

【議 長】先ほどのところでもありましたように(2)と(3)の表現の違いなんかもあって、一応読むと、ここの施策の(2)の78頁のところの「特別な支援を

必要とする」という中には、発達障がい等がここに含まれていて、(3)の場合には特に発達障がいという訳ではなくて、家庭への支援、子どもへの支援というよりも家庭への支援を充実させる、というような位置付けなので、その辺が少し違うところなのかなと。たぶん(3)の援助が必要な子ども。ここでは援助というのが幅広くなっているので、先ほどの「特別な支援」と「援助」がどう違うのかという質問があったのだと思いますけれども。この中で1)の「経済的に困窮している家庭」というのと、2)の「ひとり親家庭への支援」ってかなり重なるところがあって、特に母子家庭と父子家庭だと収入の大きさが随分違って、特に母子家庭の収入というのがすごく低いですよ。先ほどの説明の中に、塩竈市で働いている家庭でわりあい母親のフルタイムで、という説明がありましたけれども、本当にフルタイムなのかどうなのか。特にひとり親家庭の特に母子家庭ってフルタイム率って全国的に低いんですよ。父子家庭のフルタイム率は高いのですけれども、母子家庭になるとガクッと落ちて、それが全体的な収入の違いという事に影響しているので、その辺のところ1番と2番というのは実際には重なったりすると、実はそんなに(3)に入っているのは多様性があるわけではなくて、という事かもしれないとは思っています。

**【委員】**(3)に入れておいた方がいいと思ったのは、塩竈市の医療費助成ですよ。実際最近では中学3年まで医療費無償。せっかく宣伝する機会だから医療費の助成なんかについて、ちょっと書いておいた方がよくないですか。中3までやっているところはなかなかないですよ。

**【議長】**これはもしかしたらあれですかね。基本目標の2のところの施策の(4)の「小児医療の充実」というところに入りますかね。

**【事務局】**医療費助成の件については、88頁の「子育て家庭への支援」の「経済的支援制度の普及」の中に、2)の⑤として「子どもの医療費の一部助成」という事が入っています。その入れる位置というところもあるのかな、とは思いますが。

**【議長】**そうですね。先ほど出てきたように⑤の医療費がここに入るのか、⑦の88頁「障害のある子どもを養育する家庭の医療費の一部助成」ここに入るのか、前の特別な支援を要するところに入るのか、医療費のところはここで纏めるのかというところが、どちらにも入れ得るのでなかなか難しいと思うのですが、そこを整理をしていただいて、「ここはこういう内容のものが含まれますよ」ということが明示的になるとわかりやすいのではないかなと思います。

**【委員】**79頁ですが、施策(3)の1)のところに「経済的に困窮している家庭への支援の充実」で、事業内容に「要保護・準要保護児童援助事業の実施」と書いてあるのですが、経済的に困窮している子ども達を保護したり、準保護したりということなのか、これは実は虐待とかの関係で別の項目に入ることなのか、ちょっとよくわからなかったのですが、これはどういう事を意味しているのか教えてくださいませんか。

**【事務局】**79頁の「要保護・準要保護児童援助事業」というのは、就学援助制度といいまして、小中学校の方で学用品費だとか給食費だとかを所得の低いご家庭に援助している制度になります。経済的負担の軽減を図る事業になりますので、虐待の関

係の要保護家庭とはまた違う対応になってきますのでここに入れました。

【議長】なかなか要保護というのは、いろいろなアンケートで使われたりするので難しいというか。

【事務局】就学援助とか。

【委員】わかりやすくしてもらうようにお願いします。

【事務局】はい。

【議長】ほかに何かお気づきの点があれば。

【委員】よろしいでしょうか。2つあります。1つ目は78頁、施策(2)の「特別な支援を～」のところの「～などへの支援」について、「など」とは何だという話について少し述べたいのですが。

つまり、2つくらい列挙している時に、どっちを残して、どっちを消して「など」にするかという話だと思うんですけど。この今私言ったところの1行下の丸では「障害などで配慮が必要な」というのが残っています。1頁前の77頁のちょうど真ん中辺の段落には「障害のある子どもや、特別な配慮を必要とする子どもへの～」というのは列挙かと。たぶんこの言葉が元になっているんだと思うんですが、この言葉を活かしてどこか短くするために「など」にした時に、後ろでどっちを残すんだ、ということが一番言いたいんですね。

要は、今3回同じ言葉が出てるんですけども、何か共通するところにした方がいいのでは。こっちでは頭を取って、こっちでは2番目にしてとか、そんなふうにしないう方がわかりやすいのではないかと思います。それが1点目です。

2点目はもう議論が終わっている話かもしれませんが、子どもが漢字か平仮名かという話なんですけれども、保育要領だと19年に出た物が子どもの「子」と平仮名の「ども」です。小学校の指導要領だと、新しい物は子供まで全部漢字なんですよね。パッと見た感じこれは出生してからの2、3歳児辺りまでに相当をターゲットを絞られているのかなというふうに思って、保育要領から取っているのかな、と。もうちょっと読みましたが、例えば小学校の指導要領がそんなふうに漢字になっていると、平仮名から漢字に今回なったってなっていくと、何となくこう古いというかですね、古くも見えなくもないという。その辺はもう議論か何かは終わっている？という質問です。

【議長】何か事務局の方で今の意見について。

【事務局】最初の部分は差別化を図るように、あとはわかりやすいように整理し直したいと思います。「など」という表現もほかの項目とも併せて整理はしたいと思います。

それから「こども」について、平仮名にするのか漢字にするのかというところは、すみません、全く議論とかこれまでもなかったと思いますので、そのところはこちらでもいろいろ確認したいと思います。あとは、ほかの市町村などの計画もどのようになっているかというのを調べながら、次の会議の中で報告したいと思います。

【議長】私の方から補足というか意見で、最初の点については「など」というのは解説の中には「など」入ってもいいと思うのですが、タイトルの部分に「など」が入るとわからないので、心配になると全部にタイトルに「など」入れないと「援助が必要な子どもなど」とか全部入れたくなるので、タイトルは原則的に「など」入れないで、どういう子どもをそこで指すかという解説の部分に「など」を入れる。そうするとわかりやすいかな、というふうに思います。

それから「こども」の「ども」に関しては、漢字で今使っているのは文部科学省のものが審議会の資料も全部漢字なんですね。たぶん、そこだけだと思います。厚生労働省関係は平仮名。子ども・子育て支援法の三法も平仮名使っていて、ここのところは、そういった子ども・子育て会議というようなものを設置するというようなことが決められた時の子どもは平仮名になっているので、たぶんそのところの趣旨に則って平仮名の方がわかりやすいのではないかと。いろいろな所の全部調べたわけではないですけども、ほとんどその子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議の設置の場で決められているので、平仮名になっているようです。一般的に例えば、心理学等で使うときは平仮名を使う。漢字の「供」を使わない理由は、「供」の元々の意味で複数形の意味があるというようなことがあるので、あとは「お供する」の「供」の意味を持っていたりというので、従属的な意味があるというので、一人の子どもを独立な存在としてみる時には、漢字を使わずに平仮名の方が適切だろうというので、通常は平仮名を用いて表記をするという事が多いのですが、繰り返しますが文部科学省だけちょっと変わっているかな、というふうには思います。

仙台市も以前いた市長さんが全部一度漢字に変えた、課の名前を変えたことがあったんですけども、まだそこが残っている部分と、少しずつ変わっている所があるというふうには思いますけど、全国的には平仮名が用いられている方が、法律との関係では多いのではないかなというふうには思います。

【委員】細かいことで大変恐縮なんですけども、資料1の目次のところをちょっと見ていて気になったところがあったのですが、第4章の4の中ですね。(1)が相談支援事業で、その下(2)訪問系事業。(3)通所系事業。こういう言葉使う時って「～系」とあまり使わないような気がするんですけども、その上のところは「施設型」、「地域型」と書かれているので、この「～系」に特に大きな意味がないんだとしたら、「訪問型」とか「通所型」の方が言葉としては見た時にあまり違和感がないな、というふうには私は感じました。

【議長】というところも、「系」でなくて「型」にするのか、そもそも取っちゃっていいのか。「訪問事業」とか「通所事業」でもいいのか。そういうところの統一性を出して考えていただければと思います。

それでは、時間もありますので資料3についてはいかがでしょうか。これは量の見込みのところの数字の問題と、あと補正を必要な所にはかけたということの説明だと思うんですけども。

【委員】いろいろな数字を計算するのは大変だったと思いますけれども、塩竈市の子どもさん達がどんどん少なく、補正をするくらいに子どもさん達がいなくなる

ような、そういう方向性はそのままでもいいのかね。どこかで子どもを増やすような格好の方が。補正時に増加する可能性を考える必要はないですか。子どもさんの数が増える。松島町さんなんかはね、年間100人くらいになって、つぶれる町の第1位近くになっている所がある。その次は塩竈市がそれになるんじゃないかってちょっと心配しています。補正かけるのは減少だから補正でいいのかなど、ちょっと教えて下さい。

【事務局】子どもの数が年々減少していくという話です。子どもだけに限らず、人口についてもこの先減り続けていくだろうという推計がされています。こういう子育てに関する計画、プランをすることでさらに子どもが、子どもを持つ親御さんが塩竈市に定住してくれる、または移住してくれるという事を願って、こういう計画を作っているところではありますが、そこが効果を持って、この先子どもが増えるという事はなかなか難しいのかなと思います。この先5年間については、子どもが減り続けるという事の推計では出しているところですが、そういったご意見は確かにあるのかなという事は感じます。以上です。

【委員】市長さんも変わったことだし、今から住みたい街、住みたい市は塩竈市だっというね、移住者が多くなってくるという可能性は全然ないのかな、というふうに。もうちょっと活気のある塩竈市で、子どもさんがどんどん増えるような、そういう方向に持って行ってほしい。そう思っているものですから質問させていただきました。

【議長】いいですか。なかなか全国的にも減っていつているけれども、子育て施策みたいなものを全面的に打ち出して、若い世代を呼ぼうという試みなんかも行われていて、例えば宮城県内だと、この前随分と被害を受けましたけど丸森町なんかはそういうようなところを明確に打ち出して、若い世代を作って、保育所・認定こども園なんかはかなり充実したものを作ってというような。どこまでその効果があったかどうかというのは、まだ検証の途中だったんだろうというふうに思いますが、そういうような方向を目指されているので。塩竈は特に今ご指摘にあったように、どんどんどんどん人口減ということ。収入も減っていきますよね。税収も人口も。

あとは、前から問題になっている不登校が多いんですね。率として。宮城県内の市町村別でいうと塩竈の不登校って、ちょっと前のデータだと県で2番目ですね。1番目は川崎町です。あそこ人数が少ないので、ちょっと不登校出ると率が上がるので、市で言うと塩竈が一番だったりとか。

あと、学力の問題というの也被言われている。これは宮城県全体で学力の問題というのはなかなか難しいと思うんですけども。

あとは先ほどありましたように、経済的支援が必要な家庭の割合も高い。その辺も全部連動しているところもあるんだろうと思うんですけども。その現状の中で、特にこういう所に力を入れてっていうようなのが、出来ればプランを作る時点で目玉になるような事が打ち出せると、もう少し魅力的なプランだったり、あるいは人が集まるんではないか、そんなのがどうにかならないか、みたいな、そういうようなご意見だろうというふうに思うので、どこかでそん

なところがポツと出せると、ほかにアピール出来る。ほかではやっていないけど、塩竈だけではやっているみたいなことが出せると、それは魅力になるのかなど。前から出ているように、なかなかいろいろな新しい建物を建てるような、敷地とかそういうようなのが、面積の問題とかそういうのも含めて厳しいところがあるとは思いますが、でも少ないスペースの中で拠点になるような新しい事業が展開出来て、そこに少し予算が投入できると効果があるという事があるのかもしれないので、是非、今からでも遅くないので、もっと入れるというようなことがあってもいいのではないですかね。

【委員】例えばですね、塩竈の市立病院を整備するという話があるんですよね。そうすると、それなりの立派な病院がそばにあれば、塩竈の人口は増える。そういうふうに思ったりするんです。あるいは、いろいろな病気に対する対応が立派な保健サービスとかね。今の市長さんはそういうふうに考えるとね、それによって人口あるいは年少人口が増えてくる可能性があるかもしれない。市長さんの声は聞いておいた方がいいですね。そういうふうに思います。

【議長】塩竈の市立病院って、ある種、統廃合の対象にリストアップされた病院の一つだったかなというふうに思うんですけども。あの辺は難しくて、今の経営状態があまり良くないという話と、だから無くすのか、あるいは充実させることによってそこを拠点化して、収入も上げるし、人も集まる、という方向を目指すのかというのは、大きな政策の一つなんだろうというふうに思いますので、是非、そういうような意見もあったということを市長さんのほうに、新しい市長さんで、また新しい展開もあるかと思うので、機会があればお伝えいただければということですね。

【委員】先ほどの学力の件だったんですけど、校長先生、算数のところは塩竈市今回上がったんですよね。パイロットスクールとか、小中一貫の取組とか、教育委員会すごく頑張っているというところを、ちょっと成績も上がったので前面に出して、それを宣伝、ここからちょっと離れるのかもしれないですけど、すごく努力して。そこら辺をアピールすると保護者の方々も、そこは「ああ先生すごく頑張っていますよね」というのを、実際に授業参観とか研究しているところというのをアピールというか、そこをきちんと示していただけると、保護者の方も「こんなにやっているんだ」という事がわかって、それって口コミって大きいので、お母様達って。それが広がって「塩竈市頑張っているから、子どもの教育するんだったら塩竈市いいんじゃない」というふうになっていけばいいなと思うので、是非それをどこかに入れたらいいのかなと思ったので。

【議長】どのくらい上がったんですか？

【委員】データとして。

【委員】全国平均よりは。ただ、1回です。これまでずっとこういう状況にあって、今回私以外の方々が努力したものであって。これがまた何年か同じような傾向が見られれば書けると思うんですけどね。

【議長】何かありますか？

【事務局】先ほどの補足ですが、教育委員会ですけれども、今現在塩竈市の不登校の出

現率はかなり向上、良くなってきております。以前は確かにお話のとおり県の中でも高かったんですけれども、小学校、中学校ともに県平均を下回るような現状でございますので、そちらの方も各学校の努力の下、不登校問題、それから学力向上問題の方も改善に向かっているというふうに捉えていただければと思います。宜しくお願いします。

【議長】 はい、ありがとうございます。基本的には塩竈の問題でもあるんですけど、宮城県全体の学力が全国で一番低いような所にあたりとか、あるいは不登校も宮城県結構やっぱり。特に中学校の不登校が高い状態が続いていて、小学校はそうでもなくて宙ぶらりんなんですけれども。中学校がずっと高いと。震災の影響だっていうことも言われるんですけども、ただ岩手とか福島とか、岩手沿岸部はそんなに高いわけではないので。震災の影響というだけで理解しているのかどうなのかという事もあって。塩竈の問題でもあるし、県全体の問題でもあるのかなというふうに思いますが、ただ今出ていたようにアピールできる事があれば、少しアピールをして、そういうところを知ってもらえたり、あるいは改善しているのであれば、改善しているところをより推進されるような施策というのが出されると、より明確にアピールすることができるかなと。

【委員】 アピールなんですけれども、せっかく教育フェスティバルもあるので、その場で今不登校の数字も上がっていますよ、少し、1回だけだったけれども、とにかく成績も上がっていましたよということを、教育委員会側から、ドンとアピールしていただけたらいいと思います。

それともう1点。小さいお子さんを持っている家庭が塩竈に入っていただければいいわけですね。保育所の待機児童も関わってくるのですが、お母さんが働いていても育児休業取りますが、本当はもっと育児休業出来ただけでも、収入が減るので止む無く保育所に4月1日から入るようにする。本当はもうちょっと、もう1年くらいしたいんですけどもお金がないって言うんだから、育児休業を取っているお母さんに対して、市の方から「お母さん頑張っていますね。本当に働いていれば、もうちょっともらえるんですけど、休業して子どものために頑張っていますね」と子育ての援助金を出すとか。月何万とかね。そういう事すれば、私も休業してもお金もちゃんと入ってくるとなれば、思う存分3年くらい休業して、お金ももらって子どもとしっかり愛着の環境を作るのではないかと。今回送っていただいたアンケートの結果を見ると、お母さん方が早く働くのもお金がないからだ、ということもあちこちで見られるのね。塩竈市も財政が厳しいのはわかりますけれど、それは子どもにかかるお金は、私は絶対長い目で見ればプラスになると思っているので、働いているお母さん方を支援するという意味で、育児休業取ってもちゃんと3年分のお金が、あるいは何万円とか決めてでもいいから、支援をするという事もいいかなと思っています。

【議長】 はい、ありがとうございます。

【委員】 私たちの世代ってスマホで調べるんですよ。スマホで調べても塩竈で遊べる公園って全然載ってなくて、伊保石公園に聞きに行ったんですけど、伊保石公

園の遊具は一つも使えないって、下の。と聞いたので何か残念だなと思って。でも、実際伊保石公園の中に車を入れられないから工事も出来ないとは聞いていたので、あそこの土地はどうやっていくつもりなのかな、という部分があるのですけど。今回の台風で土砂崩れがあったと聞いたので。入れなくなったと聞いたんですけど。

【事務局】申し訳ないですけど、ちょっとこちらではわかりません。

【委員】残念な公園になっているので、スマホに載せられるような公園があると、子育ての人達も集まってくると思いますし、そういうインターネットでの情報もちょっと欲しいかなという部分があったんですけど。

【議長】ありがとうございます。その辺、もしかしたらもっと発言できるような部分があるのかもしれないというようなご指摘と、あと、以前も私の方でお話ししたかもしれないですけども、仙台市で昔ホームページ作って、その後にスマホでも見られるようにしたらアクセス数が20倍になったので、とにかくいろいろな情報がスマホで発信できるって、いい所と悪い所があって、スマホ見ながらの子育ての問題というのと言われることがあるので、あんまりやり過ぎないように。ただ、いちいちパソコンの電源を入れて、それで見るとか言うとしなくて、スマホで見られるような情報の発信の仕方というのは、子育て支援という時には、非常に重要なんだろうということを含めているんだろうと思います。ありがとうございます。

#### ◆報告事項

##### ①塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について

##### ②海岸通子育て支援施設の進捗状況について

【議長】資料4及び資料5を一括で説明いただきました。これについて何かご質問、ご意見がありましたら申していただければと思います。

資料4のところは現在募集をしている最中ということで、説明ありましたように申請の受付締切が今月末ということで、その後にプレゼンテーション等をしていただいて、最終決定をするというようなスケジュールだということです。

資料5については、ここの場でも質問いくつかいただきましたけれども、現在の進捗状況ということについての説明をしていただきました。裏面には1階、2階、3階の平面図が示されているということです。何かありますでしょうか。

【委員】新しい保育園の件なんですけど、これができるまでは新浜町保育園を使うという形にいるということなんですけど、保育士さんとかの確保についてはどういう形になっているのかを教えてくださいませんか。

【事務局】基本的に来年の4月から8月、9月までの間は、新浜町保育所のほうで保育を行います。その保育所の先生達が、基本的には新しい保育所に異動するというところで、同じ先生達がそのまま異動するということを考えています。

【議長】よろしいでしょうか。資料5の0歳児保育は来年の4月からですよ。生後3か月で首がすわってからという説明があるんですけど、これは3か月になっても首がすわっていないとダメ、ということなんです。

【事務局】そういうことです。はい。

【議長】発達状況の診査をするということなんですか。それは通常も塩竈では入る時には発達状況の診査をしているということなんでしょうか。

【事務局】生後3か月から、という概ねの時期はあるんですけども、入所を決定していくのは首のすわりが確認できてからというようなことで、公立保育所の方では。

【議長】塩竈全部がそうなっている？

【事務局】いえ。

【議長】それともこの施設に限ってということなんでしょうか？

【事務局】いえ、塩竈市の公立保育所についてはそのような形に。

【議長】私立はまた違うということなんですか？

【事務局】私立については、その施設によって年齢の方が違っていきまして、産休明けの所があったり、4か月からという所とか、5か月からとか7か月とか。

【議長】通常は年齢で、5か月って切ることが多いかと思うんですけども、身体発達の状況によって入所を認めるか認めないかっていうのって、そんなに多くない基準かなとも思ったんですけども。公立は例えばそういう基準で、私立の場合には必ずしもそういう基準にはなっていないと。入所基準が違うということなんですかね。

【事務局】私立でも3か月という所があるんですけど、そこについては首のすわりについての確認はしていなかったの。

#### ◆その他

【事務局】今回の会議の日程ですが、決まってははいないんですけども、12月上旬か中旬くらいのスケジュールで考えておりますので、日程が決まり次第皆さまにご連絡差し上げますので、ご出席の程、どうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど私からも説明させていただきましたが、プランの意見についての用紙でしたが、是非とも書いていただいて、ご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回塩竈市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

閉会にあたりまして、健康福祉部長の阿部よりご挨拶申し上げます。

【事務局】皆さま、今日は民生委員の研修のために遅れて参りましたこと、申し訳ありませんでした。「のびのび塩竈っ子プラン」の素案として提示させていただきましたけれども、まだ皆さまから十分検討する時間もないまま、今日を迎えましたこと大変申し訳なく思っております。どうぞ気になる点につきましてですね、子育て支援課の方にお寄せいただければというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は遅くまでありがとうございました。